

平成 23 年 10 月 25 日

お客様各位

岡藤商事株式会社

「金地金等の譲渡の対価に係る支払調書」の
提出についてのお知らせ

平成 23 年 6 月 30 日に公布・施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」(所得税法第 225 条第 1 項第 14 号)が設けられました。

同法の施行に伴い、平成 24 年 1 月 1 日以降、お客様が金地金及び白金地金(金貨及び白金貨を含む)を弊社へご売却いただく場合、その支払対価が 200 万円を超えるものについては住所、氏名および売却内容等(種類、重量、数量、支払金額等)を記載した支払調書を所轄の税務署へ提出させていただくこととなりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお支払対価が 200 万円を超えるお取引については、現行通り本人確認書類のご提出の上、本人確認が必要となりますので、あわせてご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

記

対象取引

金地金等の売却のうち、その支払対価が 200 万円を超えるもの

適用期間

平成 24 年 1 月 1 日以後の取引

参考 URL

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(財務省)」

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/sst230610h.htm

金地金等の譲渡の対価の支払調書・概要(国税庁)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/1251.htm>

以上